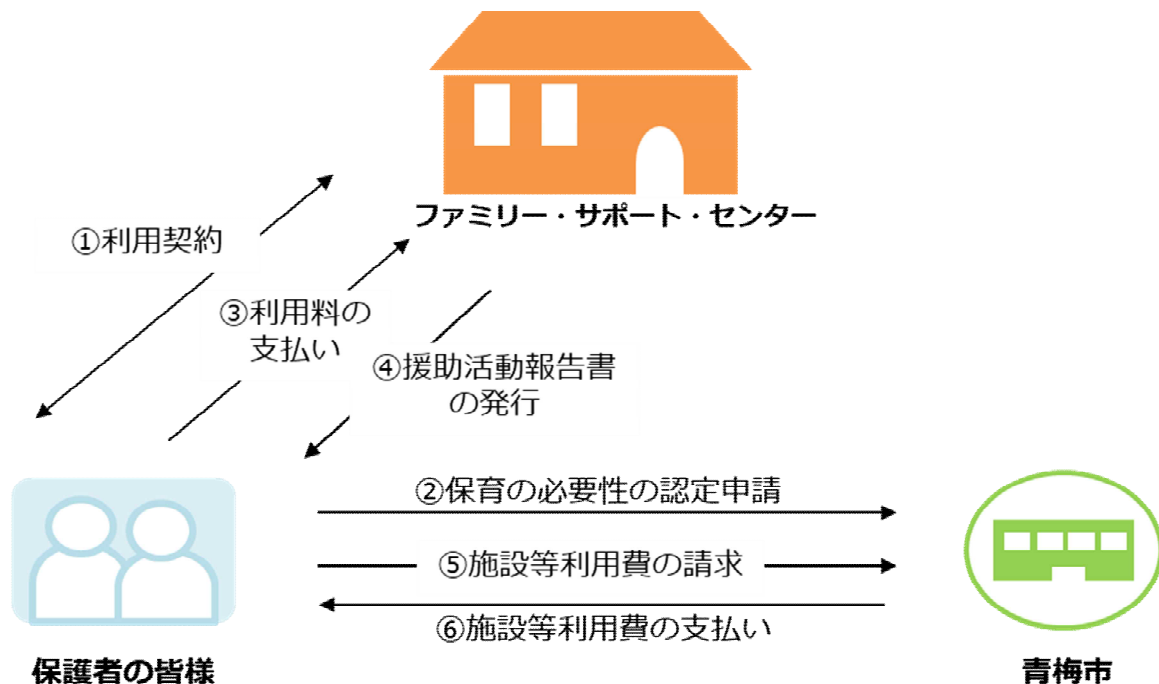


幼児教育・保育の無償化について

ファミリー・サポート・センターは、2019年10月開始の幼児教育・保育無償化の対象です。「保育の必要性の認定」を受けた方を対象に、ファミリー・サポート・センターの利用料が給付されます。

利用者が「保育の必要性の認定」を受けていない場合、まず青梅市へ認定申請をする必要があります。

給付を受ける場合でも、ファミリー・サポート・センターの利用料はこれまでどおり利用会員にお支払いいただきます。後日、利用会員が給付の申請を行うことにより、利用料が一定額まで給付されます。



給付に関しては以下のことにご注意ください。

- 認定申請日より前にさかのぼっての給付は原則いたしません。
- 認可保育所、認定こども園、幼稚園等の無償化を受けている場合は、併用できません。
- 交通費、食事代・おやつ代は無償化の対象外です。
- 預かりと合わせて利用する送迎は無償化の対象ですが、送迎のみの利用は対象となりません。

◎お問い合わせ先

【無償化の給付や保育の必要性の認定手続きについて】

青梅市こども家庭部こども育成課 電話 0428-22-1111 内線 2147～2149

【ファミリー・サポート・センターの利用について】

青梅市こども家庭部子育て応援課 電話 0428-22-1111 内線 2142